



必要書類	<p>【日本側】 ①パスポートコピー（顔写真のある見開きページのもの、端が切れない様をお願い致します） ②日本からドイツへの旅程表（eチケット）のコピー ③（日本国籍以外の方）、在留カードコピー ④海外引越輸送契約書、海外引越運送保険申込書（弊社よりご案内いたします。）</p> <p>【現地側】 ・日本国籍、ドイツ国籍、その他の国籍の方の場合 ① EU圏外に12か月以上滞在していたことを示す書類 ※例 日本のご勤務先からの在職証明書・退職証明書 ②ドイツでのご勤務先からの雇用証明書（必要な場合のみ） ③Anmeldebestätigung のコピー（ドイツ住民登録証。ご渡航後、お近くの市役所にてご取得下さい。） ④通関書類（Customs Declaration. フォームは弊社よりご案内いたします。） ・外交官の場合 ①公用パスポートのコピー ②通関書類（0349フォーム。在ドイツ日本国大使館のご担当者様に記入・発行頂く必要がございます。）</p> <p>※ドイツ住民登録取得後12ヶ月以内に輸入されるご家財のみ免税で通関可能です。 ※ご準備が難しい書類がございましたらご相談くださいませ。</p>
輸入禁止規制品	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物（模造刀・模造拳銃含む）・火薬 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、医薬品 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物 ポルノ（写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等） ワシントン条約該当品目、車輛、機械類 食品、生肉、生鮮食品、ソーセージ、ビーフジャーキー、スパム、他の肉類製品、芋類 葉巻、タバコ、乳製品、ドライフラワー、わら製品、種子（生米、麦、豆なども含む）、 酒・アルコール類、現金、花火、犬（品種によってはドイツへの入国が認められません）、 未成年者に害を及ぼす可能性のある出版物またはメディア（出版物、音声および画像のキャリア、 データストレージデバイス、画像など）、 文化財、ダイヤモンドの原石</p>
ご注意	<p>酒、タバコ、高価品は規制品となります。高額な関税がかけられる場合があります。 新品のものは課税対象となります。</p>
お預かりについて	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせていただきます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、 内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けます様お願い致します。 大型家具・家電・壊れやすいもの等は弊社作業員へ梱包をお任せください。</p>
船積みについて	<p>書類が揃い次第船積みさせていただきます。 事前に書類の確認をさせていただきますので、 書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みさせていただきます。</p>
現地通関について	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせていただきます。 （現地代理店につきましては船積み頃にご案内させていただきます。）</p>
その他	<p>通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。</p>

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
 お気軽に下記フリーダイヤルかメールにて
 お問い合わせ下さい。
 TEL 0120-78-1141
 Mail overseas_hhg@hikkoshi-sakai.co.jp

